

特別養護老人ホーム桜井の里 利用料金表

《 なでしこ・ひまわりフロア…多床室 》

令和6年8月1日より

* 所得や課税額の状況により、利用料金は減額となりますので、職員にお問い合わせください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	①介護費用	589円	659円	732円	802円	871円
	②個別機能訓練加算Ⅰ	自己負担額 12円 /日				
	③看護体制加算Ⅰイ・Ⅱイ	自己負担額 19円 /日				
	④日常生活継続支援加算Ⅰ	自己負担額 36円 /日				
	⑤夜勤職員配置加算Ⅲイ	自己負担額 28円 /日				
介護保険外		⑥食費	⑦居住費	※利用者負担限度額に基づき、食費と居住費のご負担をさせていただきます。		
	第1段階	300円	0円			
	第2段階	390円	430円			
	第3段階①	650円	430円			
	第3段階②	1,360円	430円			
	第4段階	1,700円	915円			
1日の合計（第4段階）		3,299円	3,369円	3,442円	3,512円	3,581円
介護保険（1ヶ月あたり）	⑧個別機能訓練加算Ⅱ	自己負担額 20円 /月				
	⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ	自己負担額 50円 /月				
	⑩生産性向上推進体制加算Ⅱ	自己負担額 10円 /月				
	⑪介護職員等処遇改善加算Ⅰ（自己負担額）	所定単位数× 0.14				
		2,884円	3,178円	3,485円	3,779円	4,068円
1ヶ月（30日）の場合（①～⑪）	第1段階	32,484円	34,878円	37,375円	39,769円	42,128円
	第2段階	48,084円	50,478円	52,975円	55,369円	57,728円
	第3段階①	55,884円	58,278円	60,775円	63,169円	65,528円
	第3段階②	77,184円	79,578円	82,075円	84,469円	86,828円
	第4段階	101,934円	104,328円	106,825円	109,219円	111,578円
	2割負担	125,418円	130,206円	135,199円	139,987円	144,707円
	3割負担	148,902円	156,084円	163,574円	170,756円	177,835円

* 所定単位数は上記①～⑤、⑧～⑪の加算及びその他の加算費用を指します。

* 表記金額（①～⑤、⑧～⑪）は介護サービス費の1割で自己負担に該当する金額です。

* 1割負担・2割負担・3割負担は介護保険負担割合証をご確認ください。

地域密着型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム桜井の里・絆 利用料金表
《 ユニットフロア絆（花時・花衣）…ユニット型個室 》

令和6年8月1日より

* 所得や課税額の状況により、利用料金は減額となりますので、職員にお問い合わせください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	①介護費用	682円	753円	828円	901円	971円
	②個別機能訓練加算Ⅰ	自己負担額 12円 /日				
	③看護体制加算Ⅰイ・Ⅱイ	自己負担額 35円 /日				
	④日常生活継続支援加算Ⅱ	自己負担額 46円 /日				
	⑤夜勤職員配置加算Ⅳイ	自己負担額 61円 /日				
介護保険外		⑥食費	⑦居住費	※利用者負担限度額に基づき、 食費と居住費のご負担をしていただきます。		
	第1段階	300円	880円			
	第2段階	390円	880円			
	第3段階①	650円	1,370円			
	第3段階②	1,360円	1,370円			
	第4段階	1,700円	2,066円			
1日の合計（第4段階）		4,602円	4,673円	4,748円	4,821円	4,891円
介護保険（1ヶ月あたり）	⑧個別機能訓練加算Ⅱ	自己負担額 20円 /月				
	⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ	自己負担額 50円 /月				
	⑩生産性向上推進体制加算	自己負担額 10円 /月				
	⑪介護職員処遇改善加算Ⅰ（自己負担額）	所定単位数× 0.14				
		3,522円	3,821円	4,136円	4,442円	4,736円
1ヶ月（30日）の場合（①～⑪）	第1段階	64,082円	66,511円	69,076円	71,572円	73,966円
	第2段階	66,782円	69,211円	71,776円	74,272円	76,666円
	第3段階①	89,282円	91,711円	94,276円	96,772円	99,166円
	第3段階②	110,582円	113,011円	115,576円	118,072円	120,466円
	第4段階	141,662円	144,091円	146,656円	149,152円	151,546円
	2割負担	170,345円	175,201円	180,331円	185,324円	190,112円
	3割負担	199,027円	206,312円	214,007円	221,497円	228,679円

* 所定単位数は上記①～⑤、⑧～⑪の加算及びその他の加算費用を指します。
* 表記金額（①～⑤、⑧～⑪）は介護サービス費の1割で自己負担に該当する金額です。
* 1割負担・2割負担・3割負担は介護保険負担割合証をご確認ください。

その他の加算費用	1日あたりの費用	介護保険給付額	自己負担額
入居時のみ			
安全対策体制加算	200円	180円	20円
リスクマネジメントにおいて外部の研修を受けた担当者を設置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入居時に1度算定させていただきます。			
入居時及び30日以上入院された後の再入居時のみ			
初期加算	300円	270円	30円
入居された日から起算して30日間算定されます。その他、病院又は診療所へ30日以上入院された後の退院の場合も30日間算定されます。			
該当者のみ			
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	36円	4円
認知症ケアに関する専門研修を修了した職員が介護サービスを提供することで算定させていただきます。認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上のご利用者から算定させていただきます。			
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	900円	810円	90円
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の指導に基づき、入居者の口腔衛生等の管理の計画を作成し、歯科医師又は歯科衛生士が月に2回以上口腔衛生の管理を行った場合に算定させていただく加算です。			
療養食加算	（1回60円）180円	162円	18円
疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づいた治療食を提供した場合に算定されます。1日につき3回を限度としています。			
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	1,080円	120円
若年性認知症（40歳から65歳未満）の方に対してサービスを提供させていただいた際に算定させていただく加算です。			
該當時のみ			
外泊時費用	2,460円	2,214円	246円
入居者が病院又は診療所へ入院となった場合及びご自宅等に外泊された場合に算定されます。1ヶ月に6日間を限度とし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定できません。			
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	6500円	5850円	650円
配置医師緊急時対応加算（深夜）	13000円	11700円	1300円
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間・深夜を除く通常の勤務以外）	3250円	2925円	325円
早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）、深夜（午後10時～午前6時）、左記の時間以外の通常の勤務以外の間に施設の求めに応じ、施設に訪問して入居者に対し診療を行った場合に算定されます。			
看取り介護加算Ⅰ（死亡日以前31～45日）	720円	648円	72円
看取り介護加算Ⅰ（死亡日以前4～30日）	1,440円	1,296円	144円
看取り介護加算Ⅰ（死亡日前日・前々日）	6,800円	6,120円	680円
看取り介護加算Ⅰ（死亡日当日）	12,800円	11,520円	1,280円
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断し、看取り介護を行うことについて同意された場合に算定されます。この加算は、本人・家族に対して看取り介護についての計画書を作成し、状態に応じて適宜本人・家族に状況説明を行い、同意を得ながら介護をさせていただきます。			
退所時情報提供加算	2500円	2250円	250円
入居者が医療機関へ退居した時に生活支援上の情報提供を行った場合に算定させていただく加算です。			

※介護保険外の食費と居住費は対象外です。

高額介護（介護予防）サービス費		
区分		負担上限（月額）
課税所得690万円（年収約1160万円）以上の方		140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収770万円）以上 課税所得690万円（年収約1160万円）未満の方		93,000円（世帯）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方		44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方		44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方		24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方		15,000円（個人）

◎ 介護保険の自己負担額が一定額を越えた時は越えた分が被保険者の請求により高額介護サービス費として払い戻されます。（償還払い）

社会福祉法人による利用者負担軽減事業	
軽減対象者	次の要件をすべて満たす人 ①対象者の属する世帯の全員が市民税非課税であること。 ②世帯の年間収入合計金額が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ③世帯の預貯金等の合計金額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑥介護保険料を滞納していないこと。 ⑦生活保護受給者でないこと。 ⑧特別養護老人ホーム旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下でないこと。 ※世帯とは、住民票上の世帯をいいます。
利用者負担軽減率	1／4（高齢福祉年金受給者は1／2）

◎ 社会福祉法人減免を受けられた方は、保険者より発行される「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をご利用下さる際にご提示下さい。

利用者負担額段階			
第1段階	世帯非課税	生活保護を受けられている方 高齢福祉年金受給者の方 等	
第2段階		預貯金額が単身650万円以下 夫婦1650万円以下	年金収入等が年間 80万円以下の方
第3段階①		預貯金額が単身550万円以下 夫婦1550万円以下	年金収入等が年間 80万超120万円以下の方
第3段階②		預貯金額が単身500万円以下 夫婦1500万円以下	年金収入等が年間 120万円超の方
第4段階	世帯課税または本人課税のある方 ⇒ 市町村民税非課税世帯でない方		

◎ 食費及び居住費の自己負担額の減額（第1段階～第3段階対象の方）を受ける場合は、保険者より発行される「介護保険負担限度額認定証」を提示して下さい。

利用者負担割合		
本人の合計所得金額が 220万円以上	同一世帯の年金収入＋その他の合計所得の合計額が 【単身世帯】340万円以上 【2人以上世帯】463万円以上	3割負担
	同一世帯の年金収入＋その他の合計所得の合計額が 【単身世帯】280万円以上340万円未満 【2人以上世帯】346万円以上463万円未満	2割負担
	同一世帯の年金収入＋その他の合計所得の合計額が 【単身世帯】280万円未満 【2人以上世帯】346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	同一世帯の年金収入＋その他の合計所得の合計額が 【単身世帯】280万円以上 【2人以上世帯】346万円以上	2割負担
	同一世帯の年金収入＋その他の合計所得の合計額が 【単身世帯】280万円未満 【2人以上世帯】346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が160万円未満		
第2号被保険者、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者		

◎ 収入に応じて介護報酬の1割もしくは2割もしくは3割が利用者負担額となります。保険者より発行される「介護保険負担割合証」を提示して下さい。

- ❖ 自己負担額には介護保険料は含まれておりません。
- ❖ ご契約されている入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額を介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ❖ 介護保険からの給付額に変更があった場合は変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更させていただきます。
- ❖ 疾病治療を目的とした食事が必要な方には、主治医の指示による「食事(しょくじ)箋(せん)」に基づいて食事を提供いたします。
- ❖ 医療費は各自加入の医療保険による自己負担となります。

1. 介護保険外サービス

項 目	内 訳	料 金
金銭管理料	施設でお預りが可能なご本人名義の通帳・印鑑等	300円/月
日常生活品等の購入の代行料		無 料
娯楽費	クラブ材料費	無 料
洗濯代	施設内で洗濯の可能なもの	無 料
電気製品使用料	テレビ・ラジオ・電気毛布等の使用	無 料
お茶菓子代	10時・15時のお茶の際に召し上がって頂く分	食費に含む
送迎費	入退所・通院・外出（自宅への帰省や買い物）の送迎	無 料

2. 利用者の希望により提供するもの

項 目	内 訳	料 金
日用品費	利用者の希望に基づく日用品	実 費
クリーニング代	施設での洗濯が難しい品物・クリーニング店を希望の場合	実 費
理髪代	理髪出張サービスにて実施	実 費
趣味材料費	利用者の私的趣味の材料費	実 費
外出行事	外出時食事代・入場料・買い物等	実 費
嗜好品	個人用のお菓子・タバコ・お酒・出前等	実 費
予防注射	インフルエンザワクチン代等	実 費